

【当学会が指定する中央政府または地方公共団体の産業連関表を作成する機関部局への優遇措置に関する規程】

1. 趣旨

中央政府および地方公共団体の産業連関表作成機関に属する職員の学会活動への参加を積極的に奨励し、もって学会の本来の目的の一つである学官の交流活性化と連携強化を図る。

2. 職務個人会員の定義

当学会が指定する中央政府または地方公共団体の産業連関表を作成する機関部局において、産業連関表作成業務に従事する一般職または専門職公務員もしくはその指導、監督などを行っている管理職公務員であって、その職務上、当該部局の命により環太平洋産業連関分析学会の個人会員となる者を「職務個人会員」という。1機関部局が派遣できる個人会員の数は2名以内とする。

3. 年会費

職務個人会員の年会費は免除する。

4. 学会参加費

学会参加費は個人会員と同様の額を徴収する。ただし大会への招待者を除く。

5. 会員資格の一部制限

職務個人会員は、以下の事項の制限を除いて個人会員と同等の権能を有する。

- 1)総会にはオブザーバとしての参加のみを許し、議決権は有しない。
- 2)学会誌は派遣部局あてに1部送付する。

6. その他

- 1)学会事務局は職務個人会員を派遣することができる機関リストを作成、保管し、公表する。適宜、学会運営委員会の審議を経て、機関の追加、削除を行うものとする。
- 2)職務個人会員の申請は当該部局の長が行い、職務個人会員とする者の役職と氏名を記入した職務個人会員申請書を学会事務局に提出する。様式は別に定める。
- 3)当該機関は、担当者の人事異動などがあった場合、職務個人会員の申請・更新を速やかに行うものとする。
- 4)職務個人会員がその職務を離れたときは本人の希望によって継続して個人会員となることができる。